

入札説明書

令和 7 年札幌市告示第 5121 号に基づく入札については、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 7 年 12 月 18 日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市財政局管財部契約管理課役務契約担当（電話 011-211-2152）

メールアドレス：ekimukeiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称

- ア 市立学校特定建築物環境衛生管理業務 1
- イ 市立学校特定建築物環境衛生管理業務 2
- ウ 市立学校特定建築物環境衛生管理業務 3
- エ 市立学校特定建築物環境衛生管理業務 4
- オ 市立学校特定建築物環境衛生管理業務 5
- カ 市立学校特定建築物環境衛生管理業務 6
- キ 市立学校特定建築物環境衛生管理業務 7
- ク 市立学校特定建築物環境衛生管理業務 8
- ケ 市立学校特定建築物環境衛生管理業務 9

(2) 調達案件の仕様、履行場所等

仕様書による。なお、仕様書は札幌市ホームページの「入札契約案件情報－令和 7 年度の一般競争入札等情報（集約対象役務分）」からダウンロードできる。

(3) 履行期間

上記(1)に掲げる案件すべて：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（12 か月）

(4) 入札方法

上記(1)に掲げる案件ごとにそれぞれ総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「建物環境衛生管理業」に登録されている者（単体事業者に限る）で、かつ、「建物環境衛生管理業(中分

類)」に係る令和 8～11 年度の定時登録申請を行い、その結果として「競争入札参加資格認定通知書」を受領している者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者又は「建物環境衛生管理業(中分類)」に係る令和 8～11 年度の定時登録申請を行っていない者でこの入札に参加しようとするものは、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先 上記 2 に同じ。

イ 申請に必要な書類の入手方法

上記アの場所で交付するほか、以下 URL のホームページからダウンロードできる。

<札幌市ホームページ>

ホーム > 観光・産業・ビジネス > 入札・契約 > 入札参加資格情報

> 政府調達 (WTO) 契約案件にかかる入札参加資格申請の受付について

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

ウ 受付期間

告示日から令和 8 年 2 月 2 日 (月) 17 時 00 分まで (送付の場合は必着のこと)

- (3) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) による再生手続開始の申立てがなされている者 (手続開始決定後の者は除く。) 等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領 (平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁) の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和 45 年法律第 20 号) 第 12 条の 2 第 1 項に定める登録について、第 5 号から第 8 号までのうち 2 以上の登録 (有効期間の更新手続中のものを含む。) を受け、かつ、その登録の有効期間内に以下 5 (4) ア (イ) の入札書提出期限日が含まれている者であること。
- (6) 対象案件ごとに、業務開始時まで各仕様書に定める対象施設分の建築物環境衛生管理技術者を選任することができる者であること。

5 入札手続等

(1) 契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上記 2 に同じ。

(2) 契約条項等の交付方法

上記 2 の場所で交付するほか、契約条項等は札幌市ホームページの「入札契約案件情報 - 令和 7 年度の一般競争入札等情報 (集約対象役務分)」からダウンロードできる。

(3) 入札書及び審査書類の提出

この一般競争入札に参加を希望する者 (以下「入札参加者」という。) は、入札書及び上記 4 に掲げる入札参加資格の審査に必要な次の書類 (以下「審査書類」という。) を、それぞれ以下 (4) ア に定める提出期限までに、持参又は送付により提出しなければならない (審査書類は電子メールにより提出することも可能)。

・事前審査型一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書 (審査様式) 提出数 1 部

(4) 審査書類及び入札書の提出期限等

入札参加者は、入札書及び審査書類を、次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限

(ア) 審査書類：令和8年2月6日（金）16時00分（送付の場合は必着のこと。）

※上記期限までに提出された審査書類の審査の結果、上記4に掲げる入札参加資格が「無」の場合のみ、令和8年2月13日（金）までに該当者に通知する（有の場合は通知しない）。

(イ) 入 札 書：令和8年2月19日（木）16時00分（送付の場合は必着のこと。）

イ 提出方法及び提出場所

(ア) 審査書類

持参、送付又は電子メールによる。なお、電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールで提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格名簿(物品・役務)に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

(イ) 入 札 書

持参又は送付による。なお、FAX、電子メールその他の方法による提出は認めない。

(ウ) 提出場所

上記2に同じ。

(5) 提出に当たっての留意事項

ア 入札書は別紙1の様式にて作成し、その入札書を封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年2月20日〇〇時〇〇分開札〔市立学校特定建築物環境衛生管理業務〇〕の入札書在中」の旨を記載すること。

イ 持参による提出の場合

(ア) 審査書類

上記(3)に基づき作成した審査書類を、上記2の場所に上記(4)ア(ア)の提出期限までに直接提出すること。

(イ) 入 札 書

上記アに基づき作成した封書(入札書)を、上記2の場所に上記(4)ア(イ)の提出期限までに直接提出すること。

ウ 送付による提出の場合

(ア) 審査書類

上記(3)に基づき作成した審査書類を封筒に入れ、その封筒に「令和8年2月20日開札〔市立学校特定建築物環境衛生管理業務〕の審査書類在中」の旨を記載し、上記2あてに上記(4)ア(ア)の提出期限までに必着するよう送付すること。

(イ) 入 札 書

上記アにより作成した封書(入札書)を、更に封筒に入れ(二重封筒とすること。)、外封に「令和8年2月20日〇〇時〇〇分開札〔市立学校特定建築物環境衛生管理業務〇〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに上記(4)ア(イ)の提出期限までに必着するよう送付すること。

(6) 代理人による入札

ア 代理人（又は復代理人。以下同じ。）が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記名して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、委任状(別紙2)を入札書とともに提出すること。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

ウ 本告示案件については、入札に関する一切の権限の委任について、一括して行うことができるものとする。

(7) 入札者に要求される事項

ア 入札参加者は、落札決定までの間において、提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、いったん提出した入札書及び審査書類について、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

ウ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札書の提出後これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

エ 入札参加者は、告示及び本書に定めるもののほか、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領、札幌市建物清掃業務総合評価一般競争入札実施要領及び札幌市競争入札参加者心得を遵守しなければならない（本市規程は札幌市のホームページ「契約制度情報-契約関係規程類」を参照）。

6 開札等

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時：上記 3(1)に掲げる案件ごとに、それぞれ次のとおりとする。

- ・アの案件 令和 8 年 2 月 20 日（金） 9 時 30 分
- ・イの案件 令和 8 年 2 月 20 日（金） 9 時 40 分
- ・ウの案件 令和 8 年 2 月 20 日（金） 9 時 50 分
- ・エの案件 令和 8 年 2 月 20 日（金） 10 時 00 分
- ・オの案件 令和 8 年 2 月 20 日（金） 10 時 10 分
- ・カの案件 令和 8 年 2 月 20 日（金） 10 時 20 分
- ・キの案件 令和 8 年 2 月 20 日（金） 10 時 30 分
- ・クの案件 令和 8 年 2 月 20 日（金） 10 時 40 分
- ・ケの案件 令和 8 年 2 月 20 日（金） 10 時 50 分

上記開札時間は、あくまでも想定時間であり、状況によっては開札時間を繰上げて開札を行う場合がある。

イ 開札場所：ア～ケまでの案件すべて次のとおりとする。

札幌市役所本庁舎 14 階北側入札室(札幌市中央区北 1 条西 2 丁目)

(2) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内

の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、再度の入札を行う回数は、原則として2回を限度とする。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）第8項各号の一に該当する入札
- イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第6条第3項の規定により入札書を受領した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときにおける入札
- ウ 上記5(4)ア(ア)の審査書類の提出以後、落札者の決定までの間に上記4の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札
- エ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札

(4) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

7 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(2) 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(3) 落札の取り消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付せず、又はこれに代わる担保を提供しなかったとき。
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件が欠けていたとき。

8 入札説明書等の質問

入札説明書又は仕様書等に関して質問がある場合は、次のとおり書面又は電子メールにて質

問書を提出すること。なお、原則として電話及びFAXによる質問は受け付けない。

(1) 提出期限

令和8年1月30日（金）17時00分まで（送付の場合は必着）

(2) 提出場所

質問事項について、書面に簡潔にまとめ、当該書面を持参若しくは送付又は電子メールにより、次に掲げる場所あてに提出すること。

ア 持参又は送付の場合

上記2と同じ

イ 電子メールの場合

次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名を「市立学校特定建築物環境衛生管理業務〇の質問について」とすること。

メールアドレス：ekimukeiyaku@city.sapporo.jp

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和8年2月6日（金）までに適宜、上記2に掲げる場所にて閲覧に供するとともに、上記5(2)に掲げる札幌市のホームページに掲載する。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に定める休日（以下「休日」という。）の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 契約書の作成

ア 契約の相手方（落札者）が決定したときは、以下(5)イの契約締結期限までに契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 契約条項及び契約締結期限

ア 契約条項

別記のとおり

イ 契約締結期限

原則として、落札者の決定を通知した日の翌日（休日を除く）から起算して5開庁日までとする。なお、別途指定した期日がある場合はその期日とする。

期限内に契約を締結できない場合は、上記7(3)アに基づき落札決定を取り消すことがある。なお、落札決定を取り消した場合、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

※上記(3)により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行う場合は、「落札者の決定を通知した日」を、「契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行った日」と読み替える。

(6) 提出書類の作成等

提出書類の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。また、提出された書類は、返却しないものとする。

(7) 参加資格の説明

上記4(2)の後段に基づき、参加資格申請をし、その結果、参加資格がないと認められた場合には、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、その事由についての説明を書面(電子メールによる送信可)により求めることができる。

(8) 苦情の申立

本調達、政府調達に関する協定の適用を受けるため、調達手続き等に関し、政府調達に関する協定に反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面(電子メールによる送信可)にて札幌市入札・契約等審議委員会へ苦情を申し立てることができる。

(9) 苦情の申立に伴う取り扱い

上記(8)による苦情の申し立てがなされた場合、札幌市入札・契約等審議委員会の提案等により、落札の取消し、契約締結又は契約執行の停止等があり得る。